

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和5年9月12日	
契 約 件 名	QC1L電磁石コイル修理作業 一式	
契 約 金 額	5,522,000円	
契 約 の 相 手 方	株式会社トーキン	
問 合 せ 先	財務部契約課東海契約室東海契約第二係 Tel 029-284-4891	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	J-PARCハドロン実験施設スイッチヤードに設置されているQC1L電磁石は、メインリングを周回している陽子ビームを輸送し、ハドロン実験ホールに導く役割を担っている。そのうちの2台で漏水不良を確認したため、本件では、修理作業としてコイル端末の交換を行うものである。	
随意契約の理由	漏水不良はビーム運転に極めて重大な影響を与えるため早期の対処が求められる。また、修理のための継手の銅ロウ付け温度の管理不足は更なる漏水故障を招く可能性が高く、コイル端末が非常に短い本電磁石の場合、電磁石が完全に修復不可能な状況に悪化してしまう危険性すらある。これらの作業を適切に実行できるのは、本物品の修理適用範囲内の改造を行った実績を持つ株式会社トーキンにおいて他にないため、同社との随意契約としたものである。	